

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

奥州市長 倉成 淳

市町村名 (市町村コード)	岩手県奥州市 03215
地域名 (農林業センサスにおける地域内農業集落名)	水沢 真城地区 (須江沖上、須江沖下、上中野、荒谷、堂地、中平、下中野、川尻、高根、中屋敷、栗林、要害下、要害上、折居一、折居二、大深沢三、大深沢二、大深沢一、堤尻三、上野、堤尻二、堤尻一、巾、小山崎一、山崎町、折館)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・基盤整備事業の実施により、農事組合法人と担い手による農地の集約化が進んでいる。(川尻、秋成、須江)

・真城地区の担い手として法人・営農組合・認定農業者・個人等が、お互いに連携することで、共通管理費削減・リスク回避などのスケールメリットを得ている⇒”ゆるやかな連携”。

・基盤整備事業完了後から時間が経過し、補修したい箇所が出てきている。(高根)

・耕作者や法人オペレーター等の高齢化が進んでいる。(上中野、下中野、要害、折居館、大深沢、堤尻、秋成、須江、採種部会)

・担い手や後継者が不足しており、確保が課題となっている。(上中野、高根、折居、折居館、大深沢、堤尻、秋成、須江、認定農業者)

・除草作業の負担が大きい。(下中野、高根、堤尻、秋成、須江)

・基盤整備地区の低コスト対応及び開田地区の5年水張問題等が課題となっている。(要害)

・転作作物の交付金に係る土地利用型作物の生産や、高収益作物の作付けが課題である。(堤尻、秋成、須江)

・種子生産者の高齢化が進んでおり、圃場の管理や巡回・周辺検査等の面から、一般圃場と比べ労働力の多さが課題となっている。(水稻採種部会)

【地域の基礎的データ】

・法人:11法人、任意組織:1組織、個人担い手:18経営体

・主な生産品目…水稻、大小麦、大豆、種子用米 など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・集落営農の大規模化による、通年型の経営体制や高収益化。(上中野)

・水稻を主要作物としつつ、温暖化に対応する品種開発等による耕作地の継続的な利用。(下中野)

・ドローン防除や、リモコン草刈り機、自動給水装置付水田センサーなどのスマート農業を積極的に進め、農業の効率化と担い手の確保の実現を目指す。(高根、堤尻、秋成、須江)

・引き続き、”ゆるやかな連携”や近隣集落との連携を進める。

・農作業を委託すると農地に関心がなくなることから、非農家の人たちにも、草刈りや水管理、転作札立、運搬等の軽作業への参加を要請する。採種圃場の草刈り等について、一般の方々にも協力を求める。

・次世代担い手に対する、農業振興、集落維持、農業の魅力等についての懇談会を実施する。(認定農業者)

・JAの協力を得ながら、輸出米への取り組みなどを行う。(高根)

・基盤整備実施から年数が経過しているため、補修後に次世代へ引き継ぐ。(高根)

・農業法人等の経営体を育てる活動や、将来の担い手確保に係る取組を行っていく。(折居、堤尻)

・基盤整備事業が進行中。将来は集落内の農地のほか、隣接集落の一部を法人により耕作予定。(折居館)将来も現在の農業を持続させていく。(堤尻、秋成、須江)

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	634.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	634.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

・農振農用地を含む基盤整備事業の対象農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地等との間にある小区画の農地は保全・管理を行う区域とする。
・小区画等大型機械の入れない農地は自己保全や地域みんなの農地として景観作物・家庭菜園等活用し営農組合は応分の支援をする(地域みんなで守る)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

・地域全体での集約化と個別農業者を含めた労力の確保。(上中野)
・基盤整備実施後の地域は、集積・集約化が進んでおり、法人化して更なる集積を目指す。(高根)
・基盤整備実施中の地域については、促進計画の目標に沿った集積・集約化を進める。(堤尻、秋成、須江)
・小規模農家等が離農する際には、担い手等と十分な話し合いを進め、草刈り・水見などできる作業を分担し農作業の効率化につながる農地の集約を進める。(高根、堤尻、秋成、須江)
・認定農業者が中心となるが、集積・集約はあえてせず地域農地は地域で守る事が前提となる。(認定農業者)

(2) 農地中間管理機構の活用方針

・原則、地域計画区域内の農地の貸借契約は、農地中間管理機構を介して権利設定し、所有者の貸付意向と担い手の経営意向を調整することで、担い手への面的集積を促進する。(上中野、高根、秋成、須江)
・当面は担い手や団体への委託を基本とし、将来的には農地中間管理機構を活用した集約とする。(下中野)
・権利者不明農地の保全策(荒廃させないで耕作できる方法)としての活用。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・基盤整備事業は完了済又は完了見込。(上中野、下中野、高根、堤尻、秋成、須江)
・畑地の利用を検討する。(下中野)

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

・認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な経営体を確保するため、JA、県などの関係機関に相談しながら農作物の栽培技術の継承を行っていく。(高根、秋成)
・認定農業者のほか、新規就農者など地域内外から多様な担い手を呼び込むとともに育成する。(堤尻、須江)

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☒	②有機・減農薬・減肥料	☒	③スマート農業	☒	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☒	⑦保全・管理等	☒	⑧農業用施設	☒	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

- ①現在は個人がネットを張っている程度なので、集落として取組を検討する。(堤尻)
- ②現在もJAの指導で行っている。(堤尻) 金色の風に取り組んでいる。(秋成) 緑肥の活用。(須江)
- ③リモコン草刈り機、ドローン、GPS付や無人トラクターの導入、ICT化コンバイン、乾田播種等。(上中野、高根、堤尻、秋成、須江)
- ④JAの協力を得ながら、輸出米への取り組みなどを行う。(高根)
- ⑦多面的機能保全活動組織の積極的な活動により、土地所有者と担い手が共同で農用地、水路、畦畔、農道等の定期的な点検や維持保全作業等を行い、保安全管理に取り組む。(下中野、高根、堤尻、秋成、須江、認定農業者)
- ⑧農業用施設は、育苗の路地栽培、田植えの株数削減等省力化を推進する。(認定農業者)
- ⑨・若い人に声をかけて土日祝日アルバイトしてもらう。(秋成)
- ・ソイソイ教室(小学生親子対象:植えて収穫、枝豆腐にして食べる)の実施。(秋成)
- ・定年延長により、定年者による法人後継者の確保が困難となっており、法人への就農でも暮らしが成り立つための検討を行っていく。(折居館)